

○放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を改正する省令案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（書面の交付）</p> <p>第七十五条の二 （略）</p> <p>2 ～ 9 （略）</p> <p>10 令第七条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 第八項各号に掲げる方法のうち有料放送事業者が使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p>	